

保護者各位

志免町教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策について（お願い）

弥生の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清栄のことと拝察いたします。また、日ごろから、学校教育にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、福岡県では、まん延防止重点措置期間を解除しましたが、感染再拡大防止期間を4月7日まで設定し、新型コロナウイルス感染症対策を引き続き行います。

志免町の学校におきましても、引き続き、感染症対策に努めて参ります。

つきましては、保護者の皆様におかれましても下記の内容について、再度ご確認いただき、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

2月17日に案内した内容から、特に、ご家族が濃厚接触者に特定された場合の児童生徒の登校について変更があります（変更箇所二重線）のでご注意ください。

記

1 次の場合は、学校へは登校させず、保健所や病院の指示に従い、速やかに学校に連絡してください。（出席停止扱いとなります）

- ① お子様や同居家族に感染が判明した場合
- ② お子様が濃厚接触者に特定された場合
- ③ お子様がPCR検査を受けることが決まった場合
- ④ お子様や同居家族に、以下のような風邪等の症状がみられる場合

37.5度以上の発熱、咳、のどの痛み、息苦しさ、強いだるさ、食あたりを除く下痢

※ 児童生徒が濃厚接触者に特定され、PCR検査等で陰性となった場合でも、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して7日間を基準として出席停止になります。

ただし、常に接触のある家庭内では、感染者の発症日または感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、待機期間を7日間（8日目解除）とします。

※ 同居家族が濃厚接触者に特定されたり、PCR検査等の受検対象者となったりした場合、特にお子様や同居家族に風邪等の症状が見られない場合は、登校してかまいません。

2 児童生徒の感染が判明した場合、症状を呈した2日前（無症状の場合は検査日の2日前）以降の学校内外での活動状況、人との接触状況について学校医と協議し、学校の一部（学級単位、学年単位）または全部での臨時休業を実施する場合があります。

その際、濃厚接触者該当者を特定した場合は、学校からご家庭へ報告させていただきます。

学校においては、個人情報の取り扱いには十分に配慮いたします。

3 登校後に症状が見られた場合は、学校から保護者へご連絡させていただきます。自宅での休養をお願いいたします。